

違反対象物の公表制度について



違反対象物の公表制度とは？

重大な消防法令違反が認められる建物を津市のホームページで公表して市民に情報を提供する制度です。

公表制度の対象となる建物は？

劇場、映画館、飲食店、百貨店、ホテル、病院、社会福祉施設など不特定多数の方又は自力避難が困難な方が出入りする建物です。

重大な消防法令違反とは？

消防法令で設置が義務付けられた設備、「屋内消火栓設備」、「スプリンクラー設備」、「自動火災報知設備」が設置されていない違反のことです。

公表する内容は？

建物の名称、所在地、違反の内容及び公表日です。

公表の時期は？

消防機関が関係者に重大な消防法令違反について通知した日から14日が経過してもその違反が是正されない場合に公表し、その違反が是正されるまで継続します。

広報用リーフレット

公表制度リーフレットを活用してください。

建物関係者の皆様へ

飲食店、社会福祉施設などが建物に入居する場合や建物の増改築を行う場合は新たに消防用設備等が必要になりますので、事前に最寄りの消防署又は消防本部予防課へ御相談ください。

